

□ 退職年金（年金払い退職給付）請求手続きに必要な書類

項番	必 要 書 類	チェック
1	退職届書 ※組合員資格を喪失した場合 ※一般組合員から引き続き短期組合員になった場合は、提出不要	<input type="checkbox"/>
2	退職年金（年金払い退職給付）決定請求書【用紙同封】	<input type="checkbox"/>
3	マイナンバーを確認することができるものの写し ※詳しくは、退職年金（年金払い退職給付）決定請求書の <u>記入例</u> を参照してください。	<input type="checkbox"/>
有期退職年金で「一時金」を選択した場合、次の書類も必要となります。		
4	退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書【用紙同封】	<input type="checkbox"/>
5	「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」添付用紙【用紙同封】	<input type="checkbox"/>
6	退職所得（退職金）の源泉徴収票の写し ※令和4年1月1日以降に退職所得（退職金）を受給している場合のみ	<input type="checkbox"/>

□ 退職年金（年金払い退職給付）を請求せず繰下げを希望する場合に必要な書類

項番	必 要 書 類	チェック
1	退職届書 ※組合員資格を喪失した場合 ※一般組合員から引き続き短期組合員になった場合は、提出不要	<input type="checkbox"/>
2	退職年金（年金払い退職給付）の繰下げ意思申出書【用紙同封】	<input type="checkbox"/>

※退職年金（年金払い退職給付）は月単位で繰下げすることができます。繰下げを希望される場合は、上記書類提出後、ご自身の請求したい時期に改めて共済組合にご連絡をお願いします。

- 退職年金（年金払い退職給付）制度の詳細につきましては、当共済組合本部のホームページをご参照ください。

右の QR コードからもアクセスすることができます⇒



- 退職年金（年金払い退職給付）の年金見込み額につきましては、令和7年7月25日付け登録住所あてに送付している「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」をご参照ください。詳しくは当共済組合本部のホームページをご参照ください。

右の QR コードからもアクセスすることができます⇒

